

○特定調達契約事務細則

平成17年10月 1 日

本四会社達第40号

(趣旨)

第1条 この細則は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約事務細則（本四会社達平成17年第39号。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）

第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

二 特定役務 改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス（本細則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第3条 この細則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入りに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合

は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- 一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 二 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める額
- 三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- 四 特定役務のうち上記以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し契約事務細則第15条第3項ただし書の規定により単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、当該予定価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(競争参加のための条件)

第3条の2 社長又は契約責任者(以下「社長等」という。)は、特定調達契約の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の実績を要求することができるが、関連する過去の実績を日本国において取得していることを条件として課してはならない。

(競争参加者の資格)

第4条 社長等は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務細則第5条第1項又は第3項に規定する競争に参加する者に必要な資格を、随時に認定しなければならない。

2 契約事務細則第5条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格の認定について、競争に参加することを希望する者が随時に認定を申請することができることとし、かつ、社長は、資格を認定したときは、速やかに公表しなければならない。

3 社長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報により公示しなければならない。

4 前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

二 競争に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(一般競争の公告)

第5条 社長等は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付する場合においては、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 10日

イ 調達の内容

ロ 入札期日として予定する日付

ハ 調達に関心を有する者は、社長等に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ 第10条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

ロ 第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 13日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

2 契約事務細則第24条第1項の規定は、特定調達契約に関する事務については適用しない。

（一般競争公告をする事項）

第6条 一般競争公告は、契約事務細則第11条各号に掲げる事項のほか次の各号に掲げる事項についても、するものとする。

一 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

二 第10条に規定する文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の交付に関する事項

三 一般競争に参加する者に必要な資格がないと認められる者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

四 落札者の決定の方法

五 契約事務細則第5条第1項又は第3項の規定による申請の時期及び場所

2 社長等は、前条第1項の規定による公告において、社長等の氏名及びその所属する組織の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。

一 社長等の氏名及びその所属する組織の名称

二 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

三 入札執行の日時又は契約事務細則第5条第1項又は第3項の規定による申請の時期

四 その他必要な事項

（指名競争入札の公示等）

第7条 第5条第1項の規定及び前条の規定は、社長等が特定調達契約につき指名競争に付

そうとする場合について準用する。この場合において、第5条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第1号及び前条第2項中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、第5条第1項第1号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第1項第1号から第5号中「事項」とあるのは「事項及び契約事務細則第31条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と読み替えるものとする。

2 契約事務細則第31条の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、契約事務細則第33条第1項の規定による通知は、原則として、第1項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。この場合において、同条第2項の規定は適用しない。

3 前項の通知においては、契約事務細則第33条第1項の規定により通知しなければならない事項のほか、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一連の調達契約にあつては、前条第1項第1号に掲げる事項

二 契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第8条 社長等は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加することを希望する者から一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格の審査の申請があつたときは、速やかに、契約事務細則第5条第1項又は第3項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有するかどうかについて、認定のための審査を開始しなければならない。

2 社長等は、特定調達契約に係る指名競争の場合において、前項の規定による審査の結果、契約事務細則第5条第1項又は第3項の規定により資格を有すると認められた者のうちから、契約事務細則第31条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、契約事務細則第33条第1項に規定する事項及び前条第3項に掲げる事項を通知しなければならない。

3 社長等は、特定調達契約につき第1項の規定により申請を行った者から入札書が契約事務細則第5条第1項又は第3項の規定による認定の終了前に提出された場合においては、

その者が開札の時において、一般競争の場合にあつては契約事務細則第11条第2号に規定する一般競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

- 4 社長等は、第1項に規定する申請があつた場合において、開札の日時までに同項の規定による認定を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(環境に関する技術仕様)

第9条 社長等が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次の各号に掲げることを確保しなければならない。

- 一 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

- 2 社長等は、特定調達契約の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、入札の公告において又は入札の公告若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書等の交付)

第10条 社長等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札を行うため必要な事項として次の各号に掲げる事項について説明する文書又は電磁的記録を交付するものとする。

- 一 社長等の氏名並びにその所属する組織の名称及び所在地
- 二 第6条第1項又は第7条第3項の規定により公告又は公示するものとされている事項（第6条第1項第2号に掲げる事項を除く。）
- 三 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 四 開札に立ち会う者に関する事項
- 五 契約の手続きにおいて使用する言語
- 六 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- 七 その他必要な事項

(補助金交付の確認)

第10条の2 社長等は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出したものに確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第11条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 一般競争又は指名競争に付しても入札がない場合、再度の入札に付しても落札者がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合又は落札者が契約を結ばない場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品若しくは特許権等の排他的権利に係る物品等又は特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 三 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 四 会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
- 五 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保するうえで著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 六 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げ

る場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第5条第1項又は第7条第1項の公告又は公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七 緊急の必要により競争に付することができない場合

八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。

九 国の特例政令第12条第1項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められたとき。

十 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。)。

(落札者の決定に関する通知等)

第12条 社長等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

(落札者等の公示)

第13条 社長等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 社長等の氏名並びにその所属する組織の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - 六 契約の相手方を決定した手続
 - 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第5条第1項の規定による公告又は第7条第1項の規定による公示を行った日
 - 八 随意契約による場合にはその理由
 - 九 その他必要な事項
- (一般競争等に関する記録)

第14条 社長等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において落札者を決定したとき、又は随意契約によった場合には、記録を作成し、保管するものとする。

(苦情の処理)

第15条 社長等は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。

(契約事務細則の読替え)

第16条 社長等が特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合の契約事務細則の適用については、契約事務細則第19条第1項中「広告等」とあるのは「公告又は公示」と、契約事務細則第20条中「入札者全員の入札書が提出されたことを確認したのち、直ちに」とあるのは「公告又は公示に示した開札の日時及び場所に」と読み替えるものとする。

(特定調達契約に関する統計)

第17条 社長は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附 則

- 1 この達は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この達は、この達の施行の日前において行われた公示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。